

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和2年2月4日（火）午前8時56分～午前9時42分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「人権を尊重しみんなが生きやすい粕江をつくる基本条例（案）に対するパブリックコメント、シンポジウム及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長 1月28日の庁議後に各課からいただいた意見を踏まえて修正した点を説明します。

まず、前文の3段落目と第1条の条文がほぼ同様の文言となっているとの指摘をいただきました。これについては、他の基本条例等と同様に、「この条例は、市、市民及び団体等の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的とする。」という規定に修正しました。

次に、第2条第3号の関係機関等の定義について、組織を指すのであれば「警察」ではなく「警察署」とすべきとの指摘をいただきましたので、修正しました。

次に、第5条について、「市長による指揮の下」という定義により、「市」という主語が教育委員会等を除く市長部局のみに限定され、第11条との整合が取れていないという指摘をいただきました。これについては、第1項にあった「市長による主体的かつ率先した指揮の下」という表現を第2項として、教育委員会等との関係を示した上で、「市長は、主体的かつ率先して指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の機関との連携を図ることにより、前項に規定する市の責務を果たすものとする。」と規定しました。

また、第2項は庁内における連携を意味することから、第8条との違いを明確にするため、第8条の見出しを「市民等の連携」に修正しました。また、これに合わせて、第18条の委任規定に関しても、全庁的な対応ができるよう「市長が」という主語を削除しています。

次に、第7条について、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法

律」との整合性を改めて確認すべきとの指摘をいただきました。これについては、同法第8条において「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者の権利利益を侵害してはならない」と規定しており、本条例第7条第1項の義務規定と合致していると考え、そのままとしています。

次に、第9条及び第13条について、市に相談窓口を設置する場合、仮に市が当事者となるような事案が発生した際に、相談仲裁機能が発揮されるかに疑義があり、推進会議が第三者機関として相談業務を担う方が適切ではないかという指摘をいただきました。この点について、推進会議は、学識経験者、有識者及び公募市民委員で構成するとしており、人権課題は多岐にわたること、また、プライバシーの観点等からも、推進会議において個別の相談案件を扱うことは難しいと考えています。

ただし、市が行う相談体制等に係ることや救済手法については推進会議において審議いただき、市へ答申いただくことも考えているため、第13条第2項を整理し、第2号については「第9条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討」という規定としました。

併せて、第13条第2項について、今後、人権施策の評価や意識調査を通じて実態を把握し、啓発につなげていきたいと考えているため、第13条第2項第1号を「人権に関する実態や課題の把握」と規定し、実態という言葉を追加しました。

次に、第12条について、条例を推進する活動の主体が不明であり、また、支援等を人的、財政的なものに限定する理由が不明確であるという指摘をいただきました。条例を推進する活動については、「人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりに寄与する市民及び団体の活動」と修正し、活動の目的及び主体を明確にしました。また、人的、財政的支援の他にも必要な支援も考えられるため、「人的、財政的その他必要な支援等を行うものとする」という規定に修正しています。

最後に、第16条第3項について、推進会議の所掌を見る限り、賛否を問う内容ではないのではないかと指摘を受け、本項を削除しました。

以上の修正等に伴い、パブリックコメントの回答案についても修正を加えています。その他、文言等の修正を行っています。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 パブリックコメントも多く寄せられる等、市民や議会の関心が非常に高い案件であることから、今後、丁寧な対応を行うためにも、指針のようなものを示すことが大事だと思います。

部 長 推進会議で意見を伺いながら、必要となれば検討していきます。

部 長 推進会議での議論も大切ですが、市としての姿勢が大事だと思います。

市長 条例の実効性を担保するためにも、指針等の策定が必要であり、条例だけでは読み取れない部分の解説を指針等が担うものと考えています。

なお、本条例は第1回定例会に上程しますが、市民の皆様が作りあげて答申としていただいたものを市として修正していることから、修正部分については説明責任が生じるため、何らかの方法によって市民の皆様にご報告したいと思います。

他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項2「平成31年度補正予算案について」の説明をお願いします。

部長 平成31年度狛江市一般会計補正予算（第8号）について、今回の補正予算の主な内容は、令和元年台風第19号により被災した多摩川緑地公園グラウンド復旧整備工事や扶助費の不足への対応、未執行事業の整理等のほか、地方債及び繰越明許費の補正をするものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」について、歳入歳出予算をそれぞれ4,125万1千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ299億6,590万1千円とするものです。

「第二表 地方債補正」について、多摩川緑地公園グラウンド復旧整備工事の財源として、多摩川緑地公園グラウンド復旧整備事業債9,210万円を計上するものです。

「第三表 繰越明許費」について、被災住宅応急修理事業は、国制度による応急修理について、平成31年度中に申請を受け、事業の完了が令和2年度になるものについて、繰り越すものです。

地区計画関係費は、多摩川住宅地区地区計画変更等業務委託が建替計画の課題整理や検討に時間を要し、平成31年度中の業務の完了が難しいことから繰り越すものです。

調布都市計画道路3・4・16号線整備費（岩戸北区間）は、測量委託が天候不良や大型台風により作業に遅れが生じたことから、繰り越すものです。

体育施設維持管理費は、多摩川緑地公園グラウンド復旧整備工事について、平成30年度の国の災害復旧負担金を活用して実施することから、補正予算に計上し、繰り越して実施するものです。

歳入について、「2款 地方譲与税、4項 地方道路譲与税、1目 地方道路譲与税」は、過年度分の譲与税が発生したことから、1千円計上するものです。

「14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金、説明欄4 自立支援医療費負担金」293万2千円及び「説明欄1 生活保護費負担金」1,813万5千円は、歳出にあわせて増額するものです。

「3目 教育費国庫負担金、説明欄1 公共土木施設災害復旧事業費国庫

負担金」2,778万3千円は、多摩川緑地公園グランド復旧整備工事に対する国庫負担金を計上するものです。

「2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、説明欄1 個人番号カード関連事務費等補助金」339万8千円は、国から示された見込額を計上するものです。

「2目 民生費国庫補助金、説明欄1 社会資本整備総合交付金」の8,891万1千円の減額は、歳出の緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金の減額にあわせて整理するものです。

「15款 都支出金、1項 都負担金、1目 民生費都負担金、説明欄4 自立支援医療費負担金」146万6千円は、歳出に合わせて増額するものです。

「2項 都補助金、1目 総務費都補助金、説明欄7 災害復旧・復興特別交付金」4,600万円は、令和元年台風第15号及び19号による被災施設の原形復旧等の事業に対する交付金です。交付額は示されていませんが、令和2年度以降の実施事業へ充当するためには、基金を設置し、本補正予算で積み立てる必要があることから、申請額のうち2年度以降の実施事業分を計上し、同額を基金に積み立てるものです。

「2目 民生費都補助金、説明欄5 緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業補助金」の8,891万1千円の減額は、歳出に合わせて整理するものです。

「3項 委託金、1目 総務費委託金、説明欄1 都民税取扱委託金」625万8千円は、額の確定により増額するものです。

「17款 寄附金、1項 寄附金、2目 指定寄付金、説明欄2 緑のまちづくり協力金」は、2,100万円増額するものです。

「21款 市債、1項 市債、4目 教育債、説明欄1 多摩川緑地公園グランド復旧整備事業債」は、9,210万円計上するものです。

歳出について、「2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費、説明欄7 個人番号カード交付事業」の個人番号カード関連事務費負担金339万8千円は、国から示された見込額を計上するものです。

「3款 民生費、1項 社会福祉費、7目 住宅関係費、説明欄9 住宅耐震診断等助成」の緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金2億2,227万8千円は、平成31年度の実施が困難となったことから減額するものです。

「8目 障がいサービス費、説明欄9 自立支援医療給付費（更生医療）」586万4千円は、利用件数の増等により増額するものです。

「3項 生活保護費、2目 扶助費、説明欄1 生活保護費」2,418万円は、受給世帯数の増等により増額するものです。

「8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、説明欄5 地区計画関係費」の9万9千円の減は、岩戸北二丁目周辺地区地区計画案内用パンフレットを平成31年度中に作成することが難しいことから減額するものです。

「4目 公園緑地費、説明欄6 緑化基金費」2,100万円は、緑のまちづくり協力金を積み立てるものです。

「5目 公共下水道費、説明欄1 公共下水道特別会計繰出」の772万2千円の減額は、特別会計で実施する排水樋管対策について、国庫補助金の採択が見込まれており、市の負担が減ることから、繰出金を整理するものです。

「9款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費、説明欄1 常備消防事務委託費」は、額の確定により1,085万2千円減額するものです。

「2目 非常備消防費、説明欄2 消防施設維持管理費」の消火栓設置替工事負担金1,292万7千円は、補修件数が予定よりも増えたこと等から増額するものです。

「10款 教育費、6項 保健体育費、2目 体育施設費、説明欄1 体育施設維持管理費」の多摩川緑地公園グランド復旧整備工事1億2千万円は、平成31年度の国の災害復旧事業負担金の採択を受けたことから、補正予算に計上し、令和2年度に繰り越して実施するものです。

「12款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費、説明欄1 財政調整基金費」は、積立金を4,883万3千円増額するものです。

「3目 災害復旧・復興特別交付金積立基金費」は、歳入でも説明したとおり、東京都の災害復旧・復興特別交付金のうち平成31年度実施事業分を基金に積み立てるものです。交付額が決定していないことから、令和2年度以降に実施予定の申請額全額を計上していますが、交付額が示された際には、それに基づいて積み立てします。

なお、扶助費の支払いについて、早期に対応する必要があることから、第1回定例会において初日審議をお願いします。

次に、平成31年度狛江市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、今回の補正予算の内容は、排水樋管対策の国庫補助申請に伴う事業費の繰越や平成30年度繰越金を整理するものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」について、歳入歳出それぞれ7,820万5千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7368万5千円とするものです。

「第二表 繰越明許費」について、管渠維持管理費は、令和元年台風第19号の浸水原因究明業務委託を早期に実施するため、予算流用により対応していましたが、契約変更により聞き取り調査を追加して実施すること等か

ら、令和2年度に繰り越すものです。

管渠整備費は、補正予算（第1号）で計上した排水樋管水位計及び監視カメラ設置委託とポンプ設備整備委託について、国庫補助金の申請により、交付決定後に契約手続きを行う必要があることから、令和2年度に繰り越すものです。

歳入について、「1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 根川雨水幹線負担金、説明欄2 根川雨水幹線整備負担金」は、排水樋管対策について、国や都の補助金が採択となる見込みであることから、223万2千円減額するものです。

「3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 公共下水道事業補助金、説明欄1 下水道地震対策事業補助金」48万円及び「説明欄4 下水道事業補助金」900万円は、排水樋管対策に対するものです。

「4款 都支出金、1項 都補助金、1目 公共下水道事業補助金、説明欄1 下水道地震対策事業補助金」2万4千円及び「説明欄4 下水道事業補助金」45万円も同様に、排水樋管対策に対するものです。

「7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金」は、国や都の補助金の採択見込みにより市の負担が減ることから、772万2千円減額するものです。

「8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金」は、繰越金を7,820万5千円計上するものです。

歳出について、「2款 事業費、1項 維持管理費、1目 管渠維持管理費、説明欄1 管渠維持管理費」は、多摩川流域下水道野川幹線下水処理負担金を7,820万5千円増額するものです。

こちらについても、一般会計からの繰入金の整理があるため、初日審議をお願いするものです。

市長 先日、赤羽国土交通大臣や伊藤達也衆議院議員にお会いし、市の被害現状の説明や要望を行いました。その後に国会で可決された災害対策に係る補正予算に、その要望も含まれていました。多摩川緑地公園グラウンドの整備、天端の舗装、河床の掘削等です。今後、京浜河川事務所にいつ頃工事するか等説明を求めています。また進展がありましたら報告します。

特に意見等ないので、案のとおり決定します。続いて審議事項3「狛江市国民健康保険データヘルス計画（平成31年度一部修正）（案）」について」の説明をお願いします。

部長 一部修正（案）について、1月28日付けで狛江市国民健康保険運営協議会から答申がありました。

3ページを御覧ください。本計画は、日本再興戦略を受け、厚生労働省が

定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づいて、平成 29 年 3 月に策定しましたが、今回はこの計画のうちの一部を修正するものです。

今回の修正では、計画期間を 1 年延伸し、令和 5 年度までの計画とします。1 年延伸することで、東京都医療費適正化計画及び狛江市特定健康診査等実施計画の計画期間と一致させるとともに、次期計画の改定時には、特定健康診査等実施計画との一体化を行います。

また、目標の設定方法を見直し、短期及び中長期目標を設定します。現計画では、事業実施状況等を踏まえ、毎年度目標を設定することとしています。が、短期及び中長期目標の設定を行い、効率的な保健事業を実施します。

加えて、平成 28 年度から 30 年度までの経年比較や他自治体平均との比較を行い、健康課題をよりの確に把握するため、医療・健康情報等の分析に国民健康保険データベースシステム（KDB システム）を活用します。

4 ページからは、計画に定めた 5 つの保健事業の令和 2 年度までの短期目標、5 年度までの中長期目標を記載しています。

8 ページからは、資料編として KDB システムを用いて分析した平成 28 年度から 30 年度までの経年比較や他自治体平均との比較等、医療費等の推移を記載しています。

本件について意見等ある場合、2 月 6 日正午までに保険年金課へ連絡をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。
副市長 資料 3 ページの括弧書きは何を指しますか。
部長 元の計画のページです。
市長 市民にも分かりやすいよう、修正してください。

他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項 4「狛江市国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）（案）について」の説明をお願いします。

部長 本計画（案）について、1 月 28 日付けで狛江市国民健康保険運営協議会から答申がありました。

内容としては、平成 30 年度の国民健康保険制度の見直しにより、赤字と言われる一般会計からの法定外繰入金のうち、決算補填等目的分を段階的に削減・解消していく計画となっています。

1 ページを御覧ください。削減・解消に向けた基本方針として、市民生活への影響に配慮するとともに、社会経済情勢や制度の見直しに的確に対応する柔軟性のある取組とし、国民健康保険運営協議会において検証を行うとしています。

2 ページを御覧ください。削減・解消すべき金額は4億382万5千円です。削減・解消に向けての取組として、2年毎に税率改正を行うほか、収納率の維持向上、医療費適正化の推進等に積極的に取り組むこととしています。

3 ページには、各年度における削減予定額、繰入金残額等を記載した全計画を掲載しています。

計画期間は令和14年度までの14年間としており、最初の税率改定を令和2年度に行い、5,500万円の削減を予定しています。

本計画のうち、東京都へ提出する部分は当初の6年間となっています。計画の進捗状況については、毎年度決算後、東京都へ実施状況を報告するとともに、必要に応じて、東京都と計画変更について協議することになっています。

本件について意見等がある場合、2月6日正午までに保険年金課へ連絡をお願いします。

市長 報告を了承とします。次に報告事項1「当面の行事日程について」を報告してください。

部長 令和2年3月から5月までの行事日程について、2月12日に開催される会派代表者会議において報告します。詳細については、資料のとおりです。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「令和2年度予算概要について」を報告してください。

部長 令和2年度当初予算案の内容をまとめています。

主要事業については、次期基本構想の将来都市像を実現するための8つの「分野別のまちの姿」毎に新規事業や内容を拡充した主な事業を分類し、歳出科目順にまとめています。また、市制施行50周年記念関連事業及び令和元年台風第19号対応事業の一覧も新たに掲載しています。

各部と調整し、確認をいただいておりますが、改めて確認いただき、意見等がある場合、2月6日までに財政課へ連絡をお願いします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「平成31年度庁舎消防訓練（総合）の実施について」を報告してください。

部長 本訓練を3月3日午前11時から11時30分まで、市役所庁舎及び狛江市役所市民ひろばで実施します。

「春の火災予防運動」期間中ということもあり、東京消防庁狛江消防署、狛江市消防団等と連携した訓練を実施する予定です。

議会会期中の忙しい時期ではありますが、自衛消防隊員の参加について配慮をお願いします。参加人員については80人程度を予定しており、後日、参加依頼をさせていただきます。併せて、総合訓練の事前説明会を兼ねた平成31年度第3回庁舎消防訓練の参加依頼をします。総合訓練に自衛消防隊

として参加される職員の方には原則参加していただき、一部の部署についてはその他の職員の方にも参加を依頼する予定としており、2月25日午後2時から特別会議室で開催します。

総合訓練の内容については、庁舎5階給湯室からの出火を想定し、現場確認、庁内一斉放送、避難誘導等を一連の流れで行います。詳細については、現在狛江消防署と調整中のため、事前説明会で説明します。

事前周知放送を行いますが、ベル鳴動、庁内一斉放送、消防自動車等の市役所市民ひろばへの進入等があるため、接客中あるいは近くに来庁者がいる場合は、その旨周知・協力依頼をお願いします。

また、午前中にスロープを臨時駐輪場にします。納品等のトラックが駐車すると通行に支障が生じるため、東側の荷卸し場を利用する等の配慮をお願いします。

なお、当日は狛江消防署の一日消防署長として、車いすフェンシングのパラリンピックの有力候補選手である笹島貴明様に参加いただき、一斉放水の指揮を執っていただく予定です。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項4「第3期狛江市教育振興基本計画骨子案に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」を報告してください。

部長 パブリックコメントについては、期日までに4人から11件の提出があり、内容及び意見に対する回答は資料のとおりです。

また、説明会については、12月19日は参加者なし、12月21日は4人の方に参加いただきました。

いただいた意見のうち、3-2については、その趣旨を踏まえ、施策の方向性に追記することとしています。その他の意見については、既に骨子案において方向性を示していること、具体的な教育内容や事業等に触れており、基本計画レベルに定める内容とは異なること等であることから、本計画には反映していません。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 庁舎駐車場内一部工事の実施についてです。

この度、市役所駐車場借受運営事業者であるタイムズ24株式会社による駐車場内の一部工事を実施します。実施日時は2月29日午前9時から午後5時頃までです。工事内容はEV車両用充電スタンドの設置及びカーシェアリング車両駐車スペースの移設です。工事中は資料のとおり7車室分が封鎖され駐車不可となります。

なお、4月からはカーシェア車両3台のうち1台が電気自動車に変更され

る予定であり、これに伴い、事業者と災害時の電気自動車使用に関する協定を締結する予定です。協定締結の際には改めて庁議で報告します。

市 長 その他何かありますか。

部 長 新型コロナウイルスへの対応についてです。

感染の拡大が続く新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定する政令等が2月1日に施行されました。2月3日現在、中国での感染者は17,205人、死亡者361人となっており、国内でも14人の感染者が確認されています。

指定感染症に指定されたことにより、感染症法に基づき感染の疑いがある人を医療機関で受診させること、症状で入院勧告を行い、就業制限や建物の消毒等の措置をとることが可能となっています。

同時に、検疫感染症にも指定され、入国申請日前14日以内に湖北省滞在歴がある外国人、あるいは湖北省発行の中国旅券所持者の入国を原則拒否する対応を取っており、2月2日までに8人の入国拒否をしているという報道がありました。

多摩府中保健所に状況を確認したところ、現在は感染源の追跡ができていないため、対策に新たなものはないとのことですが、市では引き続き情報収集に努め、何かあれば国や東京都の指示に従い対応していきます。

また、資料のとおり厚生労働省、東京都では電話相談窓口を設置しており、市ホームページでは、予防ポイントとして手洗い及びせきのエチケットに加えて電話相談窓口を周知しています。

最後に、1月27日開催の臨時庁議でマスク64,000枚の備蓄があると報告したところ、教育部から6,000枚、児童青少年部から2,000枚の要望があったことから、配付しました。

今後、必要な部署がある場合、健康推進課まで御相談ください。

市 長 市民からの相談があった場合、どのような対応になりますか。

部 長 保健所のほか、厚生労働省や東京都の相談窓口を案内します。

市 長 その他何かありますか。

部 長 令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰についてです。

本件は、全国の国公立学校の校長等の管理職を除く、現職の教職員を対象に、優れた成果を挙げたものに対して行われるもので、平成18年度から文部科学大臣による優秀教職員表彰として実施されており、31年度は本市に対して2件の表彰がありました。

1件目は、狛江第三小学校の橋本依純教諭に対するものです。次期学習指導要領を見据えた小学校における英語科・外国語活動において、授業力の向上はもちろん、その教材開発、情報発信等、校内外への啓発に努め、外国語

推進リーダーとして大きな成果を挙げました。

2件目は、狛江第二中学校特別支援教室くすのき教室に対するものです。特別な支援を必要とする生徒が在籍校で指導・支援が受けられる巡回指導システムを導入し、巡回指導を行うことで生徒の担任や各教科等担当教員と連携し、人材育成を強化する体制を構築しました。

表彰式は、1月14日に東京大学安田講堂において行われました。なお、平成31年度の表彰は、教職員は825人、教職員組織は48組織でした。

市長 その他何かありますか。

部長 第11回中学生東京駅伝大会についてです。

2月2日に調布味の素スタジアム・アミノバイタルフィールドで本大会が開催され、男女それぞれ50チーム中、本市の女子は平成30年度の48位から躍進し30位、男子は平成30年度44位から48位となりました。

市長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、2月10日午前9時から開催します。